

1 特別支援教育について

障がいや発達につまずきのある児童生徒一人一人が、その障がいの状態、特性及び発達段階等に応じて、きめ細かな教育を受けることにより、もっている力を最大限に伸ばし、積極的に自立し社会参加できるようになることを目指しています。



■自立活動



■日常生活の指導

特別支援教育の体制

特別支援教育を推進し、障がいのある児童生徒の自立と社会参加を生涯にわたって支援していく体制を整備しています。

県では、教育、福祉、医療、労働等が一体となって「発達障がい者等支援体制整備推進連携会議」を組織しています。また、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校では、特別支援教育を推進するために校内委員会が設置されています。

各学校の推進・調整役となる特別支援教育コーディネーターがすべての小学校、中学校、義務教育学校、高等学校や特別支援学校で指名されています。県や市町村では、その専門性を向上するための研修の充実を図っています。

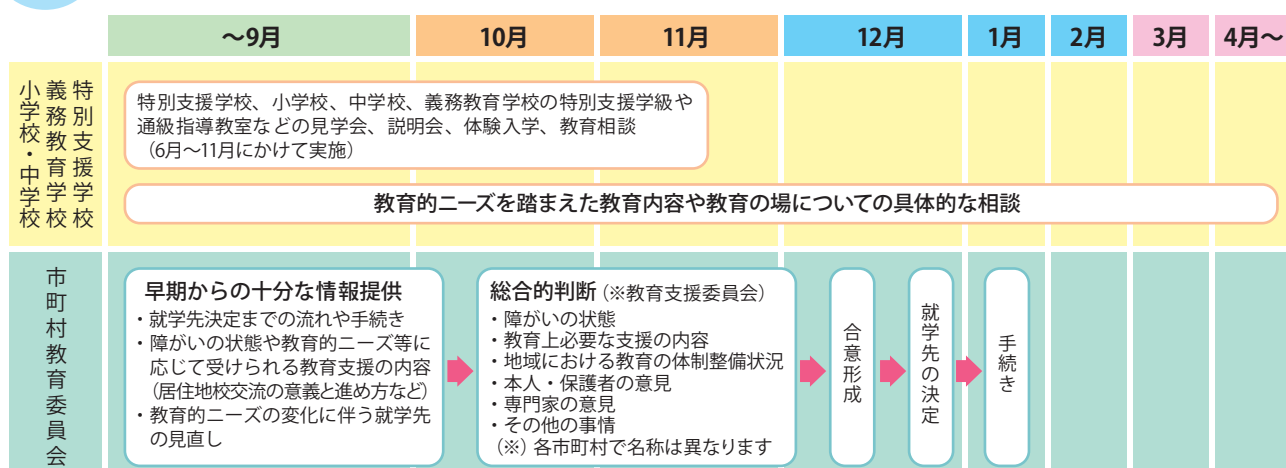


■教科学習



■生活単元学習

2 就学先を決めるまで



※就学先決定後も柔軟に就学先を見直していく

個別の教育支援計画の作成・活用